

認定 NPO 法人制度に関する課題メモ

2012 年 9 月 10 日

このメモは、NPO 支援組織の意見を参考に、以下のメンバーが取りまとめたものであり、NPO を代表した意見ではない。

取りまとめメンバー:

- ・糸山 嘉彦(特定非営利活動法人岡山 NPO センター)
- ・大久保 朝江(特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる)
- ・小浜 洋一(特定非営利活動法人かごしま NPO 支援センター)
- ・実吉 威(認定特定非営利活動法人市民活動センター神戸)
- ・早瀬 昇(認定特定非営利活動法人日本 NPO センター)
- ・水谷 綾(社会福祉法人大阪ボランティア協会)
- ・横田 能洋(特定非営利活動法人茨城 NPO センター・コモンズ)
- ・田尻 佳史(認定特定非営利活動法人日本 NPO センター)

はじめに

2012 年 4 月からの NPO 法改正に伴う認定事務の国税庁から所轄庁への移管後、パブリック・サポート・テスト以外の要件について、国税庁時代に比べてはるかに厳格な運用がなされている感触がある（所轄庁も手探り状態ながら）。認定 NPO 法人を増やし、民間公益活動が寄付で支えられる社会を作ろうという制度の根本趣旨からみて疑問を感じる。以下、具体的な事例に沿って改善点などを検討したい。

認定 NPO 法人の申請ができなかった事例から

ポイント 1. 事業報告書の提出の遅れに関する対応について(認定要件 6)

(1) 所轄庁による判断規準の不一致による課題

- ・事業報告書の提出が 1 日でも遅れていれば認定不可とされる事例がある
- ・事業報告書の提出の遅れに対する対応にばらつきがある事例がある

(2) 申請の機会についての課題

- ・事業報告書の提出が遅れると、提出遅れが実績判定期間外となるまで申請ができない。

【評価】

事業報告書の提出は NPO 法人の基本的義務の一つであり、それが遅れることで認定要件を満たさないと判断されること自体はやむを得ないとする。しかし、制度が改正されて間もなく、具体的な運用方針が周知徹底されていない中で、多くの NPO 法人が認定取得に向けて前向きに準備に取り組み始めた段階である。制度趣旨から考えて、当面は柔軟な運用をするべきではないか。

ポイント 2. 登記の遅れ等の法令違反に関する対応について(認定要件 7)

- (1) 登記等の遅れに関する判断規準の不一致による課題
- ① 資産総額変更や役員変更の登記の遅れに対する対応事例
 - ・方針が確定していない所轄庁の事例
 - ※法務局から裁判所に「過料事件通知」の書類が送られるかどうか判断基準？
 - ・改善の見込みがあれば考慮するとする事例
 - ・一カ月くらいでは考慮もできるが、意図的であれば考慮しないとしている事例
 - ② 所轄庁への役員変更届（「すみやかに」）の遅れに対する対応
 - ③ その他、税務、労務等の未実施などに対する対応
- (3) 申請の機会についての課題
- ・登記が遅れると、登記の遅れが実績判定期間外となるまで申請ができない。

【評価】

登記の遅れに関して、法令違反と判断する日数に幅がある。数日程度の遅れでは法務局は過料事件通知の手続きを取っていないようだが、その場合でも所轄庁の認定審査において法令違反とする事例があり、運用が厳格すぎる。例えば過料事件通知がなされるかどうかを基準とするなど、合理的で統一的な基準が必要ではないか。

ポイント 3. 緊急救援的活動への制限について

災害時に緊急救援活動を行ったことが評価されて団体に集まった寄付が、定款に書かれていない特定非営利活動による寄付であるとされ、その分の寄付が PST から除外された事例

意見

- ・制度の趣旨として、あまりに厳格すぎる運用、国税庁時代とあまりに変わる運用は好ましくないのではないか。もちろん税制優遇が与えられる以上、一般の NPO 法人よりも高い公益性、信頼性を求められるのは当然だが、小さな瑕疵によって(実績判定期間外になるまでの) 2～3年間も申請不可となるのが合理的とも考えられない。
- ・これまでの NPO 法人の組織運営に課題が多くあるのは事実だが、この制度は単に NPO 関係者だけの期待を超えて社会全体で待ち望まれていた制度であり、認定 NPO 法人申請にチャレンジすることを通じて組織運営が改善されるというプロセスも想定していいのではないか。
- ・「瑕疵があれば2～3年間は申請不可」というのは、その意欲を萎えさせるのに十分な時間と感じる。例えば今年度は申請不可で構わないが来年度には申請可能になる、あるいは申請時には小さな瑕疵は注意にとどめ、認定法人になってからは厳しめに求めるなど、制度発足後例えば 3 年程度はアナウンスメントも考慮した移行期間と位置づけてはどうか。
- ・ちなみに、ある認定 NPO 法人（国税庁認定）が登記遅れについて国税庁に問い合わせたところ、「認定 NPO 法人の事業の公正性、公益性が損なわれるほどの重大な瑕疵(改善命令を受けるほどの)でなければ認定取消にはしない」との回答を得た例がある。